

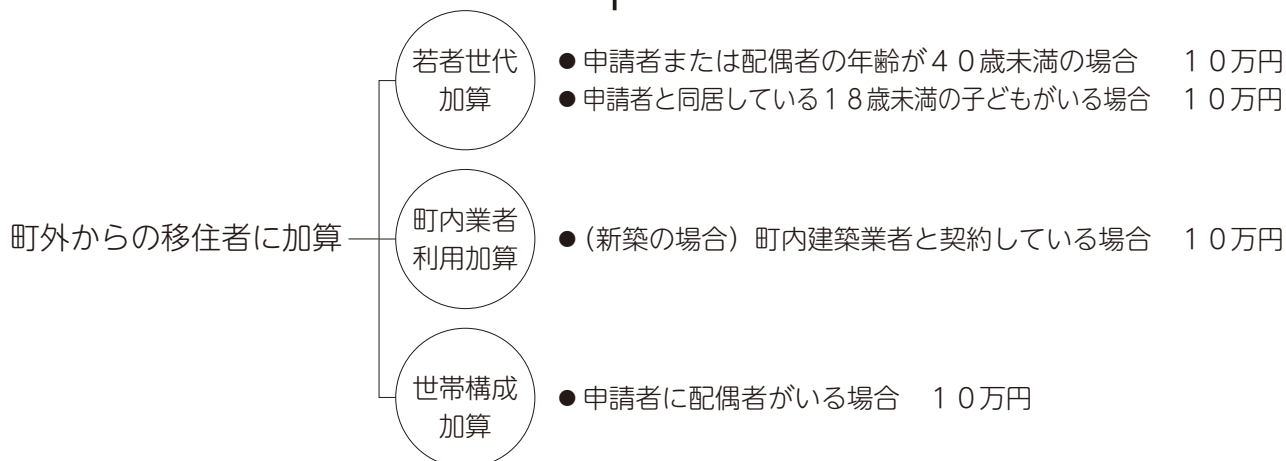
会津坂下町住宅取得支援事業補助金

町では、人口の減少を抑制し、移住、定住の促進を図るため、町内で住宅を取得する方に補助金を交付します。

補助金の額

基本額 取得価格の10分の1 上限 30万円

+



基本額 + 加算額 最大 70万円

対象住宅

令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に契約を締結した住宅

※併用住宅の場合、居住用の面積が2分の1以上あること

交付要件

1. 対象住宅に5年以上居住すること
2. 中古住宅の場合、その住宅が申請者および世帯員の三親等以内の者からの購入でないこと
3. 町外の方は申請時の直近1年間で本町に住民登録のないこと

対象者・交付額

町内在住の方⇒取得額の10分の1 (上限30万円)

町外からの移住者の方⇒上記の基本額 + 加算額 (上限70万円)

県外からの移住の場合、県が実施する「来て ふくしま住宅取得支援事業」により補助金を上乗せ (加算要件に応じ上限90万円を補助)

※中古住宅の場合、空家バンクへ登録されていること

※昭和56年6月以前に建築された中古住宅を取得する場合は耐震診断を実施していること

申請時に必要な書類

- 住宅取得支援事業補助金交付申請書
- 売買契約書の写し・関係書類など
- 個人情報の取り扱いに係る同意書
- 定住誓約書
- その他必要と認める書類

※事業実施後、3か月以内に実績報告書を提出していただきます。

令和4年度 特別会計予算の主な内容

特別会計予算

会計名		令和４年度	令和３年度	対前年度比
国民健康保険		17.8億円	18.6億円	▲ 4.3%
介護保険		23.7億円	23.8億円	▲ 0.4%
後期高齢者医療		2.0億円	2.0億円	0.0%
坂下東土地地区画整理		1.9億円	2.0億円	▲ 5.0%
下水道事業		5.4億円	5.4億円	0.0%
農業集落排水事業		0.7億円	0.7億円	0.0%
水道事業	収益の収入	5.2億円	5.2億円	0.0%
	収益の支出	4.9億円	4.7億円	4.3%
	資本の収入	2.1億円	1.3億円	61.5%
	資本の支出	3.3億円	2.7億円	22.2%

(小数点第2位以下を四捨五入して表示)

主な内容

〔国民健康保険〕

国民健康保険(国保)は、疾病、負傷、出産および死亡のときに保険給付等を行う相互扶助の保険制度です。被保険者は年々減少傾向にありますが、医療技術の高度化に伴い、一人あたりの医療費は年々増加しています。特定健診による疾病の早期発見や重症化予防の取り組みにより被保険者の健康の維持増進に努め、国保事業の適正運営を図っていきます。

〔介護保険〕

介護保険は、介護認定者とその家族を支援する保険制度です。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、関係機関と連携し、自立支援・重度化防止に向けた取り組みを進め、地域包括ケアシステムの充実を図っていきます。また、通いの場(サロン事業)等による介護予防の

推進、認知症施策の推進及び介護給付費の適正化を重点的に取り組みます。加えて、令和4年度より高齢者介護用品給付事業を実施していきます。

〔後期高齢者医療〕

後期高齢者医療は75歳以上の方、および一定の障がいのある65歳以上の方のうち、認定を受けた方が入る医療保険制度です。県内全市町村で組織する広域連合で財政運営しており、医療費の適正化や保健事業の充実に取り組みます。

〔坂下東土地地区画整理事業〕

町の中心市街地東部の道路および公園施設の適正な整備改善と良好な市街地形成を目指し、整地工事に係る擁壁設置工事並びに歩道簡易舗装工事、家屋4戸の移転補償を予定しています。

〔下水道事業〕

中央処理区の管渠工事(1.2km)と、西処理区の管渠工事(190m)を予定しています。

〔農業集落排水事業〕

窪倉・合川・陣が峯城・長井浄化センターの維持管理に取り組んでいきます。

〔水道事業〕

県道会津坂下会津高田線の配水管の水道施設等耐震化事業、八千代橋水管橋更新、下水道事業施工区域内における配水管布設替等工事、並びに水道施設配電盤設備更新工事などを予定しています。

令和3年度 一般会計下半期の概要

下半期(令和3年10月～令和4年3月)収入及び支出の概況

* 令和4年5月まで出納整理期間があるため、決算額とは異なります。

科 目	入 (単位: 千円)		
	歳 入	予算現額	下半期収入済額
町 税	1,546,849	648,585	1,587,255
地 方 譲 与 税	60,694	61,608	88,148
利 子 割 交 付 金	1,056	525	988
配 当 割 交 付 金	4,456	5,960	6,889
株式等譲渡所得割交付金	2,869	7,291	7,291
法 人 事 業 税 交 付 金	18,000	9,263	19,350
地方消費税交付金	373,315	179,457	386,186
環境性能割交付金	7,544	3,744	5,481
地方特例交付金	38,981	24,477	39,013
地方交付税	3,246,575	1,142,149	3,317,338
交通安全対策特別交付金	1,740	751	1,608
分担金及び負担金	54,648	25,365	50,898
使用料及び手数料	113,848	55,795	102,928
国 庫 支 出 金	1,526,551	864,063	1,234,736
県 支 出 金	747,176	390,297	577,388
財 産 収 入	47,139	41,303	48,416
寄 附 金	261,945	234,159	271,044
繰 入 金	132,703	132,146	132,146
繰 越 金	455,195	0	455,195
諸 収 入	180,627	117,718	174,703
町 債	1,021,377	856,777	866,677
合 計	9,843,288	4,801,433	9,373,678

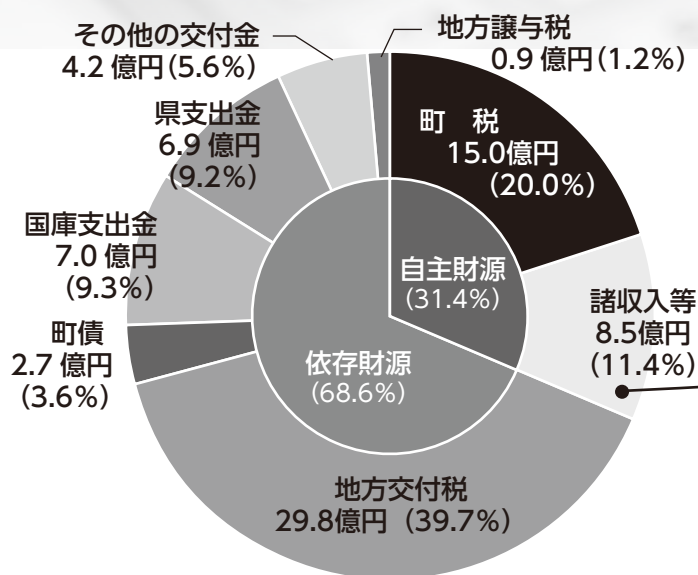
科 目	出 (単位: 千円)		
	歳 出	予算現額	下半期支出済額
議 会 費	82,950	37,982	80,580
総 務 費	2,012,925	1,348,742	1,907,636
民 生 費	2,341,274	1,491,954	2,049,004
衛 生 費	1,609,719	964,321	1,346,694
労 働 費	8,046	450	7,714
農 林 水 産 業 費	574,451	220,196	522,225
商 工 費	145,948	34,428	140,726
土 木 費	820,371	582,540	714,240
消 防 費	338,421	89,356	328,408
教 育 費	789,308	395,348	730,823
災 害 復 旧 費	14,233	2,474	4,928
公 債 費	1,083,030	548,688	1,082,765
予 備 費	22,612	0	0
合 計	9,843,288	5,716,479	8,915,743

財政調整基金残高	582,783
減債基金残高	95,559

令和4年度 会津坂下町の予算

一般会計予算の内容

総額 **75.0億円** 前年度比 **2.5億円増↑**

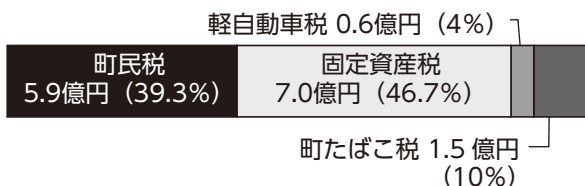


歳入総額 **75.0億円**

◎分担金及び負担金	1.4億円(1.9%)
◎使用料及び手数料	1.1億円(1.5%)
◎財産収入	0.1億円(0.1%)
◎寄附金	1.5億円(2.0%)
◎繰入金	2.0億円(2.7%)
◎繰越金	1.4億円(1.9%)
◎諸収入	1.0億円(1.3%)
合 計	8.5億円(11.4%)

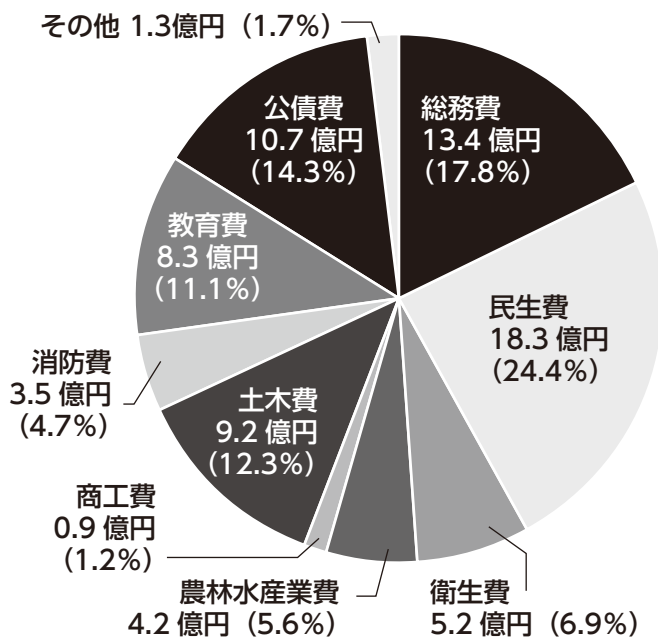
町税の内訳

町税総額 **15.0億円**



歳出総額 **75.0億円**

主な内容



土木費	
【道路や橋などの整備のために】	
防災拠点建築物耐震化促進事業	148,133千円
除雪対策事業	138,632千円
橋りょう整備事業	101,100千円
町営住宅改修事業	56,000千円
教育費	
【学校、社会教育のために】	
学校給食費	185,953千円
通園通学事業	46,480千円
指定文化財保存調査事業	35,606千円
特別支援教育支援員配置事業	18,781千円
衛生費	
【コロナ対策、ごみ処理などのために】	
新型コロナウイルス感染症対策事業	71,461千円
廃棄物処理収集事業	61,816千円
予防接種事業	38,753千円
その他の内訳	
議会費	0.8億円(1.1%)
労働費	0.1億円(0.1%)
予備費	0.4億円(0.5%)

総務費	
【一般的な事務のために】	
ふるさと納税事業	72,118千円
役場新庁舎建設事業	66,178千円
生活路線バス維持対策事業	44,550千円
地域づくり推進事業	31,691千円
過疎対策事業	17,418千円
民生費	
【福祉増進のために】	
私立保育所等施設型給付事業	118,332千円
放課後児童健全育成事業	16,884千円
子育てふれあい交流センター事業	43,282千円
介護予防・地域での支え合い事業	4,809千円
農林水産業費	
【農林業の振興のために】	
多面的機能支払交付金事業	137,599千円
中山間地域等直接支払事業	25,832千円
ため池改修事業	16,000千円
有害鳥獣対策事業	6,231千円

下水道(公共下水道・農業集落排水施設)への接続をお願いします

会津坂下町では、生活環境の改善および公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業および農業集落排水施設整備事業、合併処理浄化槽設置整備事業を行っています。

【坂下東処理区 供用開始区域図】

公共下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内にお住まいの皆さまは、下水道の役割をご理解いただき、早期の接続をお願いします。

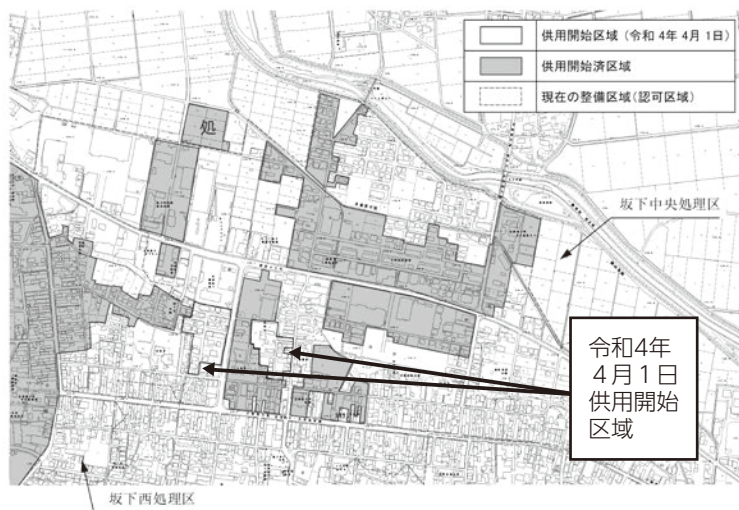
公共下水道事業は、現在坂下東・西・中央処理区の管渠整備を実施しております。供用が開始されている区域については区域図のとおりです。



【坂下東処理区 供用開始区域図】(右図)

新たに供用開始になった区域はありません。

【坂下西・中央処理区 供用開始区域図】



《坂下西処理区》(左図)
新たに供用開始になった区域はありません。

《坂下中央処理区》(左図)
新たに字館ノ下、字館ノ内、字館ノ内甲、字茶屋町甲地内の一部

◎下水道への接続(排水設備工事)は町の指定業者へ

町では、排水設備を安心して設置していただけるよう「会津坂下町排水設備工事指定業者制度」を定めています。指定業者は、法律や条例で定められている基準に合った排水設備を設置するために必要な技術を習得しているとともに、工事に必要な書類の作成や諸手続きについて申請者をサポートしており、町が指導と監督を行っています。

◎合併処理浄化槽設置整備事業補助金の受付を開始しました

町では、下水道整備(認可)区域外で合併処理浄化槽を設置される方に対し、令和4年度予算の範囲内で補助金を交付します。※詳しくは、下記までお問い合わせください。

自動車税種別割は 5 月 3 1 日(火)までです

自動車税種別割は、道路を使用することに対して、その整備費などを負担していただく性格を持つ税金です。納期限までに忘れずに納付してください。

■納期限：5月31日(火)

■納付の場所：

最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、インターネットを利用したクレジットカード払い、キャッシュレス決済アプリによりご納付ください。

※以下のキャッシュレス決済アプリにより納付することができます。

・LINE Pay ・PayPay ・au Pay ・d 払い ・J-Coin

(注)クレジットカード、キャッシュレス決済アプリによる納付の場合、領収証書および納税証明書は発行されません。必要な方は県税部にお問合せください。

■注意点：

4月1日現在の所有者に課税されます。

領収証書に継続検査（車検）用の納税証明書がついていますので、大切に保管してください。

■自動車税種別割の減免申請：

障害者手帳を所持している方のために使用する自動車で、一定の要件に該当する場合は申請により自動車税種別割が減免されます。

(申請期限：6月30日(木))

【 申請・問い合わせ 福島県会津地方振興局県税部 課税第二課 ☎29-5261 】

まちづくり活動を応援します!

令和4年度より、町民の皆さんが地域活性化等に取り組むまちづくり活動を応援するため、補助制度を新設しました。まちづくり活動を今後も継続していくため、また、新たな取組を支援するために、ぜひご活用ください。まずは、お気軽にご相談ください。

■補助対象団体：地域づくり活動を行う団体

■補助対象事業：

補助対象団体が、自主的かつ主体的に実施する地域活性化や地域課題解決を目的とする事業

■補助額：上限20万円（補助対象経費の10／10）

■申請期間：

第1回 令和4年5月2日（月）～5月27日（金）

第2回 令和4年7月1日（金）～7月22日（金）

第3回 令和4年9月1日（木）～9月22日（木）

【 申請・問い合わせ 各地区コミュニティセンター 政策財務課 政策企画班 ☎84-1504 】

個人町民税・県民税(住民税)について

個人町民税・県民税（以下、住民税という）とは、県や町が行う教育や福祉、行政サービス（ゴミ処理、防災、道路整備など）を維持するために必要な経費を分担して支払う税金です。
1月1日現在の居住地に納税し、引っ越しをしても1年間は納税地や金額は変わりません。

住民税の決まり方

①均等割＋②所得割＝住民税

①均等割は、前年の合計所得金額が38万円を超える方に、一律6,000円が課税。

②所得割は、前年の合計所得金額が45万円を超える方に、前年の課税所得金額の10%課税。

※合計所得とは、1月1日～12月31日の収入から経費を引いた額

※課税所得とは、合計所得から扶養控除や基礎控除などの所得控除を引いた額

住民税の支払い方

会社員の場合は、6月から翌年5月までの12回に分けて給与から天引きした住民税を本人に代わって会社が納税します。これを「特別徴収」と呼びます。

特別徴収されない方の場合、6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けてご自分で納税します。これを「普通徴収」と呼びます。

公的年金等受給者の場合は、年金支給にあわせ6回に分けて年金から天引きして納税する「年金特別徴収」となります。

※年金受給開始の初年度は、年金所得に応じた年税額の半分を普通徴収（6・8月）で納め、残りの半分以上を年金（10・12・2月）から特別徴収します。

住民税額の通知

特別徴収の方は、5月中旬に「税額の決定通知書」を勤務先宛にお送りします。

普通徴収や年金特別徴収の方は、6月上旬に「納税通知書」をご自宅宛にお送りします。

※課税の基礎となる収入や控除などが記載されていますので、必ずご確認ください。

※住民税の控除金額は所得税の控除金額とは異なりますのでご注意ください。

軽自動車税種別割について

軽自動車税種別割の納付期限は5月31日(火)までです。忘れずに納付をお願いします。

▼納期限 5月31日(火)

▼納付場所

東邦銀行各支店、大東銀行坂下支店、会津信用金庫坂下支店、会津商工信用組合坂下支店、
会津よつば農業共同組合の会津坂下町内にある各支店

※納付書を利用してご納付ください。

▼注意点

毎年4月1日現在で登録されている所有者・使用者に課税されます。